

◆経緯

平成29年度～

土砂災害特別警戒区域内移転助成制度開始
(土砂災害警戒区域65・土砂災害特別警戒区域58)
現在までに助成制度は利用されておらず

◆内容

【周知方法】

ホームページ・広報誌に掲載

【問題点】

- ・ 住民からの移転事業の要望がない
- ・ 区域の危険性に対する理解が進んでいないため事業が活用されない

◆今後取り組む予定

土砂災害特別警戒区域内の住宅に補助制度のご案内
(右) を個別にポスティング予定

土砂災害特別警戒区域における補助制度のご案内

令和元年〇月

土砂災害防止法とは
「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」

土砂災害防止法は、がけ崩れ、土石流、地すべりといった土砂災害から、住民の生命を守るため、これらの災害により被害を受ける恐れのある土地の範囲を法律で指定し、その土地で一定の行為の制限をしたり、警戒避難体制の整備を行うものです。

こんな場所が区域指定の対象となります。

- がけ崩れ**
傾斜度が25度以上である土地が崩壊する自然現象
- 土石流**
山崩が直撃して生じた土石等又は流域の土石物が水と一体となって流下する自然現象
- 地滑り**
土地の一部が地下水等に起因して滑る自然現象又はこれに伴って移動する自然現象

区域指定の種類

- 土砂災害警戒区域 (通称：イエローゾーン)
土砂災害のおそれがある範囲
- 土砂災害特別警戒区域 (通称：レッドゾーン)
建築物に損壊が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれがある範囲

各区域の指定箇所については、四條畷市防災マップをご参考して下さい。

区域に指定されると

- 警戒区域では
警戒避難体制の整備
土砂災害から生命を守るため、災害時等の迅速な避難が図れるように警戒避難体制の整備が図られます。(規制あり)
- 特別警戒区域では
特定の樹立行為に対する許可制
住宅地等分譲や災害時避難誘導等施設建設の際の土砂災害の発生防止に配慮したものに限り許可されます。(樹立有制)
- 建築物の構造規制
居住を有する建築物は、非住居に認定される建築物等に対して建築物の構造が安全であるかどうか建築確認が求められます。(建築士等を置く地方公共団体)
- 建築物の移転勧告
著しい損壊が生じるおそれのある建築物の所有者等に対し、移転等の勧告が図られます。(都道府県)

四條畷市では、国、府と連携を図りながら、土砂災害特別警戒区域内(レッドゾーン)の居室を有する住宅を対象に補助金事業を開始。

四條畷市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金制度

※ 土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)のみが対象です。

事業の種類	補助事業の内容	補助金の限度額
危険住宅除去等事業 【除去費等】	区域内から移転を行う者に対して、危険住宅の除去等に要する費用を交付する事業	97.5万円
危険住宅に代わる住宅の建設事業 【建物助成費】	区域内から移転を行う者に対して、危険住宅に代わる住宅の建設又は購入(これに必要な土地の所得を含む)するために要する資金を金融機関から借り入れた場合、当該借入金(年利率8.5%を限度とする)に相当する額の費用を交付する事業	建物 319万円 土地 9.6万円

案件によっては対象とならないケースがございますので、まずは、市に事前にご相談下さい。

お問い合わせ先 四條畷市役所 都市整備部 建設課
TEL 072-877-2121 (代表)
0743-71-0330 (代表)